

# 南魚沼市「みんな住マイル」改修補助金

市民の住環境の向上と子育て世帯の定住促進を図るため、  
市内業者による住宅の改修工事に対して補助金を交付します。



## 受付期間

令和6年4月8日(月)～令和6年5月17日(金)

**予算額に達し次第、受付終了します**

## 補助金交付決定予定日

4月中の申請:令和6年5月15日

5月中の申請:令和6年5月31日

## **<令和6年度の変更点>**

- ・ 補助金の申請対象者をリセットし、令和元年度～令和5年度に当補助金を使用した方も、再度補助金を使用することができるようになりました。
- ・ 補助対象住宅が、南魚沼市立地適正化計画における「居住誘導区域」内に所在する場合は、補助金額に2万円が追加されます。
- ・ 交付決定前に契約・工事着手する場合は、申請書記載の誓約事項を承諾することとし、「交付決定前事業着手届」を廃止しました。
- ・ 申請書及び実績報告書の様式が変更となりました。

# 事業の概要

## 1. 補助の対象となる人… 次のすべての条件にあてはまる人

- ・リフォームを行う住宅の所有者およびその配偶者又は所有者の2親等以内の親族
- ・リフォームを行う住宅に住んでいる（住むことが確実と見込まれる）
- ・南魚沼市に住民登録をしている（することが確実と見込まれる）
- ・申請者とその世帯員全員に市税の滞納がない

※令和元年度～令和5年度にこの補助金を使用した方も、再度申請することが可能です。

## 2. 補助の対象となる住宅… 次のすべての条件にあてはまる住宅

- ・建築から1年以上経過した市内に現存している戸建て住宅（併用住宅を含む）
- ・個人所有の住宅

## 3. 補助の対象となる事業… 次のすべての条件にあてはまる事業

- ・住宅建物に対して行うリフォーム工事
- ・市内の施工業者と契約し、補助対象経費<sup>(※)</sup>が50万円以上の工事
- ・市の他制度の補助金の対象となっていない
- ・令和7年2月28日までに工事及び工事費の支払いが完了し、実績報告書の提出ができる事業

(※)補助対象経費

リフォーム工事に要する費用から、補助の対象とならないものに係る費用を除いた額

## 4. 補助金の額… 子育て世帯:15万円、一般世帯:10万円

**(対象住宅が居住誘導区域内に所在する場合:2万円加算)**

**(階段昇降機、ホームエレベーター等の新規設置を含む:10万円加算)**

※子育て世帯：令和6年度に中学生以下の子どもがいる、又は妊娠している人がいる世帯

※居住誘導区域：次ページをご覧ください

## 5. 申請窓口

南魚沼市役所 都市計画課（本庁舎3階）、大和市民センター、塩沢市民センター

受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15（土日、祝祭日は除く）

※各市民センターでは申請書類の受領のみを行い、受付は都市計画課で行います。

## 6. 問合せ先

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市役所 建設部 都市計画課 施設係 <<電話>> 025-773-6662

## 居住誘導区域について

「居住誘導区域」は、令和6年3月公表の「南魚沼市立地適正化計画」において、人口減少の中でも、一定のエリアで人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティを持続的に確保するため、居住の誘導を図る区域と位置づけられています。当補助金は、「居住誘導区域」内の住宅に対するリフォームに対し、従来の補助額に2万円の加算を行います。

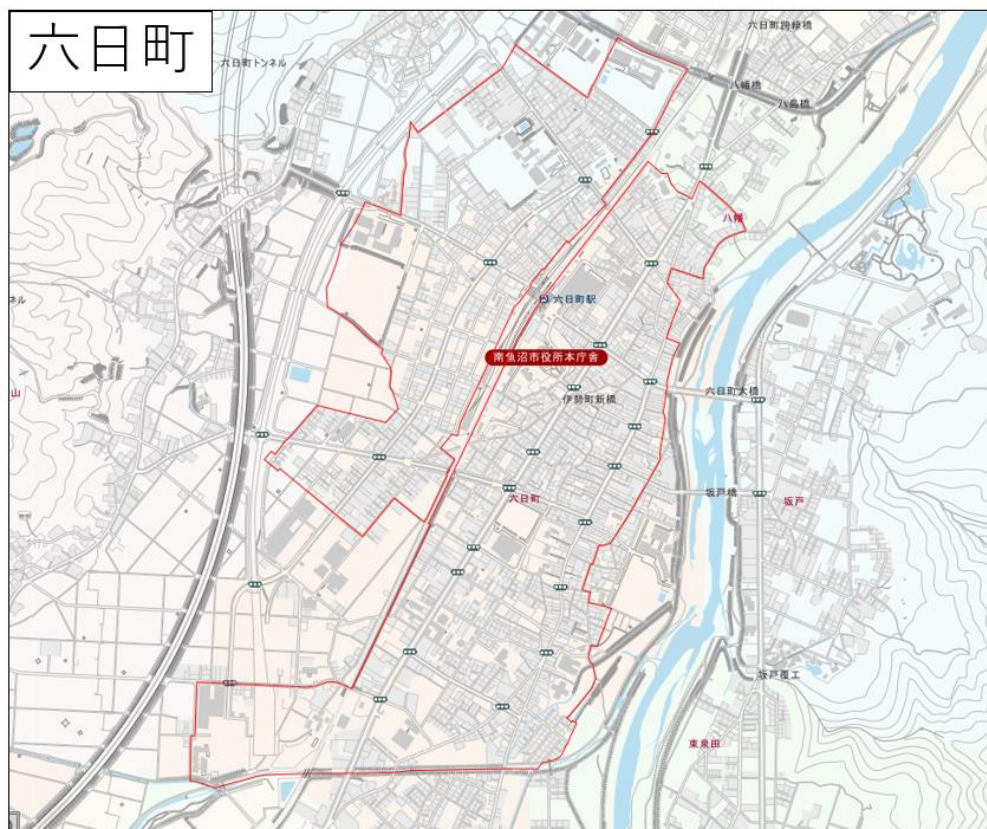
立地適正化計画の詳細は、南魚沼市ウェブサイトをご覧ください。

(URL: <https://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/docs/55396.html>)



## 居住誘導区域 (赤枠内が区域内)

※詳細な位置は都市計画課までお問い合わせください





## 補助対象・対象外工事の主な例

### <補助の対象となる宅の>

- 屋根のふき替えや塗装、外壁の修繕や塗装
- 壁紙、天井、床材などの張り替え
- 間取り変更、防音断熱工事
- 浴室、台所などの水回り改修工事費
- 建具、畳、サッシなどの入れ替え
- ディスポーザーの設置、LED 照明器具の設置
- シロアリ駆除（シロアリ被害部分の修繕工事を伴う場合）
- 階段昇降機、ホームエレベーターの設置
- リフォーム工事に伴うアスベスト調査費用
- 工事に関する諸経費及び消費税

### <補助の対象とならない宅の>

- × 車庫、物置、倉庫、蔵などの工事
- × 外構に関する工事
- × 建物外部の下水道接続工事
- × 井戸に関する工事
- × 衛生設備製品代（ユニットバス、トイレ、給湯器など）
- × 家電製品代（テレビ、エアコン、LED 以外の照明器具など）
- × 厨房製品代（システムキッチン、流し台、換気扇など）
- × その他設備製品代（カーテン、ボイラーなど）
- × シロアリ駆除（工事をせず、消毒のみの場合など）
- × 併用住宅の事業用部分の工事
- × 市が実施する他の制度による補助金の交付申請を行っている工事

## 申請の流れ

### 1. 申請に必要な書類を準備します

#### 申請書に添付する書類


##### ① 見積書の写し

**明細形式のもの**をご用意ください。

※「工事一式」等でまとまっているものは不可

##### ② 現況写真

住宅の全景写真と工事箇所の着手前写真をご用意ください。

 工事前写真は、実績報告書提出時にも必要です。

##### ③ 通帳の写し

**表紙をめくり最初の見開きページ**（口座番号、口座名義人（カタカナ）の分かる面）の写しをご用意ください。（**通帳の表紙のみは不可**）

※申請者本人の口座のみ

##### ④ 市税の納税証明書

専用様式により、**令和6年4月1日以降**に税務課でお手続きください。

（P7の注意事項をご覧ください。）

##### ⑤ 母子手帳の写し（該当者のみ）

同一世帯に妊娠している方がいて、その他に中学生以下の子どもがいない場合のみ、表紙の写しをご提出ください。

##### ⑥ 居住確約書（該当者のみ）

工事後にリフォームする住宅に転居される方は提出してください。

◇ その他、ディスプレイを設置する場合は、事前に下水道課への手続きが必要です。

### 2. 「みんな住マイル」改修補助金交付申請書を提出してください

#### 受付期間

**令和6年4月8日（月）～令和6年5月17日（金）**

**※予算額に達し次第受付終了**

申請窓口：都市計画課（本庁舎3階）または各市民センター

※ 各市民センターでは申請書類の受領のみを行い、受付は都市計画課で行います。

※ 申請書提出 = 受付完了ではありません。

記載不足や不足書類等がある場合は受付できませんのでご注意ください。

### 3. 審査後、補助金交付決定の可否を決定し通知を送ります

○ 4月中の申請受付分は**5月15日（水）**、5月中の申請受付分は**5月31日（金）**に交付決定を行う予定です。

○ 交付決定日より前に工事を契約し着工する必要がある場合は、補助金申請書に記載の事項について誓約いただくため、該当欄をお読みになりチェックを入れてください。



## 交付決定後の流れ

### 1. 申請者と施工業者で工事請負契約書を取り交わしてください

契約日は「交付決定通知書」記載の交付決定日以降の日付でお願いします。

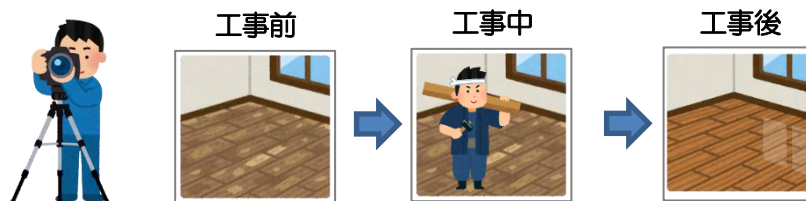
※申請書記載事項を誓約いただいた場合は、交付申請日以降の契約が可能です。



### 2. 工事個所の工事前・工事中・工事後の写真を撮影してください

・工事を行ったことが確認できるように、同じアングルで撮影してください。

**⚠** 確認ができる写真がない場合、補助金の交付が行えませんのでご注意ください。



### 3. 工事と支払いが終わったら、実績報告書兼請求書を提出してください

実績報告書兼請求書に添付する書類

① 工事請負契約書の写し（1の書類）

② 工事費支払い領収書の写し

※申請者（＝契約者）の名義になっていること

※「領収書の金額＝総工事費」になっていること

③ 工事写真（2で撮影した工事前・工事中・工事後の写真）

④ 工事内訳明細書（工事内容に変更があった場合のみ必要、値引きの場合は不要）



#### 提出期限

令和7年2月28日（金）まで

提出場所：都市計画課（本庁舎3階）または各市民センター



### 4. 補助金をお支払いします

・申請書にご記入いただいた口座にお振込みします。

・実績報告兼請求書を受付した月の翌月末頃にお支払いする予定です。

## こんなときは

### ● 工事内容に変更があったとき

・実績報告書提出時に「工事費内訳明細書」を添付してください。

※施工業者の値引きによる変更の場合は不要です。

※工事費内訳明細書は、数量が確認できるものをご提出ください。

**⚠** 工事の変更により、補助対象経費が50万円未満となった場合は、補助対象外となります。

### ● 補助金の申請を取りやめるとき

・予定していた工事を取りやめた場合は「辞退届」の提出をお願いします。

**⚠ 決まり次第、速やかに提出をお願いいたします**

## ご注意ください

### ● 納税証明書について

・専用様式（様式第2号）に、申請者の世帯全員（子ども含む）の名前を直筆で記入し、令和6年4月1日以降に税務課で滞納がないことの証明をもらってください。また、補助金申請者氏名欄に押印が必要です。

・施工業者が代理で証明書を取得する場合も、補助金申請者氏名、住所、世帯員氏名は本人が記入してください。

・市外からの転入者も、南魚沼市税の納税状況を確認するため、当市の納税証明書を提出してください。

・証明書の発行には手数料300円が必要です。

### ● 交付決定前の契約及び工事着手について

・原則、交付決定後の契約及び工事着手をお願いしておりますが、申請書記載の誓約事項を確認のうえ、承諾いただける場合のみ、交付決定前の事前着手が認められます。

・事前着手による工事の着工後であっても、補助金の審査の結果、交付決定とならない場合があります。事前に了承のうえ着手をしてください。

### ● その他提出書類について

・申請書等の提出書類は空欄なくすべて記入してください。空欄がある場合は受付できません。

・リフォームする住宅が併用住宅の場合は、必ず住宅部分の割合を記入してください。記入がない場合は審査不可能であり、補助金の交付決定はできません。

・原則、領収書の提出が必要です。振込明細書や通帳写し等は証明書類とできません。

・業者が提出を代行する場合でも、提出書類は申請者本人控えのものとしてください。

### ● 工事の未実施・補助金の辞退について

・例年、交付決定を受けた工事を実施せず、辞退するケースが多くあります。必要とする人に補助金が適切に交付できるように、工事内容や工期等をよく検討し、確実に工事を実施する場合に申請してください。

・辞退理由によっては、次年度以降の申請受付を行いません。

## 「みんな住マイル」改修補助金 Q&A

補助対象者について	
Q1	過去にこの補助金の交付を受けていても対象になる？
A1	令和6年度は、令和元年度～令和5年度にこの補助金を受けた方や、補助金を受けてリフォームをした住宅であっても、申請ができるよう制度改正を行いましたので申請可能です。
Q2	子育て世帯はどの時点で判断する？
A2	子育て世帯の可否については交付申請日時点で判断します。 (令和6年度に中学生以下の子どもがいる世帯、または妊娠している人が同一世帯に含まれることが条件です。) ※交付申請後に子育て世帯要件を満たしたとしても一般世帯とします。
Q3	現在、南魚沼市外に住んでいるが対象となる？
A3	リフォーム工事後、対象住宅に転居して住民登録する場合は対象とできます。 別途「居住確約書」の提出が必要です。
補助対象事業について	
Q4	既に行ったリフォーム工事も対象になる？
A4	対象外となります。 ※補助金の交付申請日以降の契約工事のみが対象となります。 ただし、交付決定前に工事契約及び工事着手する場合は、申請書の記載事項について誓約いただく必要があります。
Q5	工事は複数の業者に依頼してもいい？
A5	いずれも市内の業者であれば、複数の業者に依頼しても補助の対象となります。 ※添付書類はそれぞれの業者ごとに必要です。
Q6	市内施工業者とは？
A6	市内に本店、支店、事業所、営業所を置く法人または個人事業主であることが必要です。 他市町村に本店がある法人のような場合は、市内に所在する支店名での契約ができる場合であれば対象となります。
Q7	いつまでに完了すればいい？
A7	令和7年2月28日までに工事完了及び支払いが完了し、実績報告書を提出していただく必要があります。
Q8	補助対象経費とは？
A8	補助対象経費とは、総工事費から補助の対象とならない工事や製品にかかる費用と、その部分にかかる消費税を引いたものです。
Q9	車庫、倉庫、カーポートなどの工事は対象になる？
A9	補助金の対象になるのは住宅に対する工事のみで、住宅と別棟の車庫等は対象外です。 ※車庫などが住宅と構造上一体となっている場合は対象になります。 ※渡り廊下で接続している場合は、一定の要件を満たす場合のみ対象となります。



Q10	外構、塀、井戸などの工事は対象になる？
A10	補助金の対象になるのは住宅に対する工事のみです。 ※外構、塀、井戸の工事などは住宅敷地内の工事であっても、住宅そのものの工事ではないため対象になりません。
Q11	併用住宅（事業用部分がある住宅）の場合、工事費等はどうなる？
A11	補助金の対象になるのは住宅に対する工事のみです。 ※事業用部分の工事がある場合は、総工事費から事業用部分の工事に対する費用を除いた額が対象になります。 ※共有部分の工事の場合（屋根塗装などの場合）は、住宅部分の面積と事業用部分の面積の割合に応じて、工事費を按分して対象となる工事費を算出します。 (例) 併用住宅で住宅部分と店舗部分の床の張替と屋根の塗装を行う場合 住宅部分の床の張替 → 工事費の全額が対象 店舗部分の床の張替 → 工事費の全額が対象外 屋根の塗装 → 工事費×住宅の面積 / (住宅+店舗の面積) が対象
Q12	他の補助制度（介護保険の住宅改修制度など）との併用はできる？
A12	市が実施する他の補助制度を同じ工事に対して利用することはできません。 ※A工事は介護保険の住宅改修制度に申請し、A工事とは異なるB工事を、住宅リフォーム事業補助金に申請するということができます。
<b>補助金額について</b>	
Q13	補助金額はいくらになる？
A13	居住誘導区域内 一般世帯：12万円 子育て世帯：17万円 居住誘導区域外 一般世帯：10万円 子育て世帯：15万円 (階段昇降機等の新規設置工事がある場合) 居住誘導区域内 一般世帯：22万円 子育て世帯：27万円 居住誘導区域外 一般世帯：20万円 子育て世帯：25万円
Q14	私の家は居住誘導区域に入っている？
A14	居住誘導区域の範囲は、P3～P4の図または南魚沼市ウェブサイトでご確認ください。 また、都市計画課にお問い合わせいただければ確認いたします。
<b>申請について</b>	
Q15	申請時に添付する見積書はどういうものが必要？
A15	見積書は明細書形式のものがが必要です。 ※見積書の宛名は申請者名にしてください。 ※●●工事一式等の書き方の見積書の場合、申請をお受けできません。
Q16	申請時に添付する写真はどういうものが必要？
A16	工事を行う住宅の全景写真(道路側から1枚)と工事を行う箇所の工事前の写真が必要です。 ※写真がない場合、申請をお受けできませんのでご注意ください。

	<p>※申請時に工事前写真を撮影できない箇所（屋根の上、壁の中等）は、撮影できるようになったときに忘れずに撮影してください。</p> <p>※工事前の写真は実績報告の際にも必要になります。</p>
Q17	通帳写しは何を出せばいい？
A17	<p>補助金の振込み先口座の確認として、申請者本人名義の口座の通帳表紙をめくった最初の見開きページ（口座番号、口座名義人（カタカナ）の分かる面）の写しが必要です。</p> <p>また、インターネット銀行等で通帳がない場合は、銀行コード、支店名（店番号）、口座番号、口座種類、口座名義人（カタカナ）が分かるパソコン画面表示等をプリントアウトし、ご提出ください。</p>
Q18	現在、南魚沼市外に住んでいるが納税証明書は現住所のものが必要？
A18	申請に必要となる「納税証明書」は、南魚沼市税を対象としておりますので、現住所が市外であっても、南魚沼市の納税証明書を提出してください。
<b>実績報告について</b>	
Q19	実績報告書はいつまでに提出すればいい？
A19	令和7年2月28日までに実績報告書を提出していただく必要があります。
Q20	総工事費での消費税や値引きの扱いはどうなる？
A20	<p>総工事費は消費税を含めた金額です。</p> <p>※値引きがあった場合、値引き後の金額が総工事費です。</p>
Q21	実績報告書に添付する契約書はどういうものが必要？
A21	<p>工事名、工事場所、工事期間、工事内容、請負金額、契約日が確認できるものが必要です。</p> <p>※発注者名は申請者名にしてください。</p>
Q22	実績報告書に添付する領収書はどういうものが必要？
A22	<p>領収書は総工事費の確認ができるものが必要です。</p> <p>※領収書の宛名は申請者名にしてください。</p> <p>※銀行の振込み証明書等では補助金の交付は行えません。</p> <p>※領収書の発行は、契約の際に業者の方にご確認ください。</p>
Q23	実績報告書に添付する写真はどのようなものが必要？
A23	<p>工事前、工事中、工事完了後の写真が必要です。</p> <p>※工事前、工事中、工事完了後の写真は同じアングルから撮影するなど、工事を行ったことが明確に確認できるようにしてください。</p> <p>※写真がない、写真が不明瞭で確認ができないなどの場合、補助金の交付は行えません。</p>
Q24	工事に変更が出た場合に補助金はどうなる？
A24	<p>工事に変更があったときは、実績報告の際に必要な書類を提出していただく必要があります。</p> <p>※工事の変更により、補助対象経費が50万円未満になった場合は補助対象外となります。</p>
Q25	補助金はいつ支払われる？
A25	実績報告書の提出のあった月の翌月末頃に、口座振込によるお支払いとなります。